

公益社団法人日本伝熱学会 講習会委員会運営規程

令和 8 年 4 月 11 日 制定

(名 称)

第 1 条 本委員会は、講習会委員会（以下「本委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本委員会は本会の内外に向けた講習会活動を企画し、運営することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本委員会は前条の目的を達成するため、主として本会の会員を対象とする次の事業の企画および実施にあたる。

- (1) 伝熱工学の基礎講習会の開催
- (2) 若手会員数の増強に向けた講習会の開催
- (3) 産学交流委員会が開催する講習会等への協力
- (4) 伝熱工学に関する外部組織と連携した講習会等の開催
- (5) その他講習会委員会の目的に資する事業

(講習会委員会の構成)

第 4 条 本委員会の設置、構成および委員に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 本委員会は企画部会のもとに設置する。
- (2) 委員長、幹事および委員若干名をもって構成する。
- (3) 委員長は、企画部会長が推薦し、会長が委嘱する。
- (4) 幹事および委員は、委員長の推薦による。会長は委嘱状を発行する。
- (5) 委員長、幹事および委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、原則として 2 期務めるものとする。

(経 費)

第 5 条 本委員会の経費は本会の負担とし、本会の事業年度の初めに本委員会に交付する。その金額の算出基準は別に定める。

(事業計画および予算)

第 6 条 委員長は、各会期の初めに当該年度の事業計画案および収支予算案を理事会に提出し、承認を得るものとする。

(運 営)

第 7 条 本委員会は、委員長と幹事のほか、企画部会長が運営にあたるものとする。

(会 期)

第 8 条 本委員会の会期は 1 年とし、これを 1 期とする。

(事業報告)

第 9 条 委員長は、当該期の事業報告を理事会に提出しなければならない。

付 則

1. 本規程の改正は理事会の承認を得て行う。